

第十七回 参議院法務委員会會議録第四号

昭和二十八年十一月四日(水曜日)午前
十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 小野 義夫君
亀田 得治君

委員

大達 茂雄君
加藤 武徳君
棉見 義男君
中山 福藏君
三橋 八次郎君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦 實之助君
法務大臣官 房調 査課長 位野 木益雄君
法務省刑事局長 岡原 昌男君
法務省刑事局長 津田 実君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 真道君
常任委員 会専門員 眞道君

説明員

最高裁判所長 官代理者(事務局長) 磯崎 良善君
事務局長 磯崎 良善君

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全
保障条約第三條に基く行政協定に
伴う刑事特別法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

第四部 法務委員会會議録第四号

昭和二十八年十一月四日【参議院】

○日本国における國際連合の軍隊に對する刑事裁判權の行使に關する議定書の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出、衆議院送付)
○檢察及び裁判の運営等に關する調査の件
(奄美群島の復興に伴う法務省關係法令の適用の暫定措置に關する件)

○委員長(郡祐一君) 只今から本日の委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全
保障条約第三條に基く行政協定に伴
う刑事特別法の一部を改正する法律案
及び日本国における國際連合の軍隊に
對する刑事裁判權の行使に關する議定
書の実施に伴う刑事特別法案、兩法案
とも本審査と相成つておりますが、
前回に引続き御質疑を願ひます。

それでは私から政府側に一点お尋ね
いたしますが、國連の刑事特別法につ
いて先日若干他の委員からお触れに
なつた点であります。実体規定に全
然触れておられない事情、又近い將來
に実体規定に触れる見込があらなくな
るかどうかが、その点を御説明願ひま
す。

○政府委員(津田実君) 御承知の通り
行政協定に關する刑事特別法の実体規
定は、行政協定の二十三條と申します
が、日本側が立法その他必要な措置を
とる必要があるといふことを義務付け
られた規定がございます。その規定が
ありますが、故に、実体規定を設けてあ
る次第であります。この國連軍との
協定におきましては刑事裁判權の行

使に關する点にのみ議定書が締結され
ました次第でありますので、未だ行
政協定の二十三條に當るような規定に
つきましては何らの取極めができてお
りません。従ひまして日本側におきま
しては義務を負つておりませんので、
立法をいたさなかつた次第でございます
す。なお、この点につきましては國連
側は相當強い要望を持つておる次第で
ございますので、將來情勢によりまし
てはかような取極めも締結に相成るか
とも存する次第であります。その際
は又改めて立法措置を講じたい、かよ
うな考えである次第でございます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記を
やめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下
さい。

他に御質疑はございせんか。…御
質疑はないようでありますから、質
疑は終局したものと認めて、これより
討論採決に入りたいと存じますが、御
異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(郡祐一君) 御異議ないもの
と認めまして、先ず日本国とアメリカ
合衆国との間の安全保障条約第三條に
基く行政協定に伴う刑事特別法の一部
を改正する法律案につきまして討論に
入ります。御意見のおありのかたは、賛
否を明らかにしてお述べを願ひます。

○亀田得治君 私は日本社会党を代表
して、本案に反對する理由を簡単に申
上げたいと存じます。

刑事特別法の一部改正法案を旧法に
比較するならば、確かに日本側に有利
になつておることは私も認めるの
であります。併しながら我が日本社会
党は、日米間の安全保障条約は、日本
の獨立を侵害し、世界の平和に有害で
あるとして反對の態度をとり、従つて
同条約第三條の規定から引出された行
政協定及びそれに伴う刑事特別法につ
いても、否定的態度をとつて来たこと
は、今更改めて説明の要はないのであ
ります。このような立場に立つ場合、
全体から見れば、單にその一部分
に過ぎない枝葉の規定が改正された
としても、その部分だけを切離して賛成
するわけには参りません。刑事特別法
は、日本の獨立と世界の平和を脅威す
るサンフランシスコ体制の延長であつ
て、改正の余地なき惡法と言わねばな
りません。

以上のような意味で、私もは或る
程度政府の努力を認めつつも、明確に
反對の意思表示をするものでありま
す。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言はこ
ざいせんか。
○棉見義男君 私は緑風会を代表しま
して、只今議題になつております日本
国とアメリカ合衆国との間の安全保障
条約第三條に基く行政協定に伴う刑事
特別法の一部を改正する法律案に賛成を
いたします。元來私も、日米安全
保障条約に賛成をしたものであります
が、その立場から申しても、現在の刑
事特別法については、その当初からN

ATO方式との間に著しい懸隔があ
り、従つてこの点に非常に不満を持つ
ておつたものであります。今回その
當時問題になつておりました方式につ
いてNATO方式が採用されたのであ
りますから、私もこの案に賛成
したいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言はこ
ざいせんか。御発言がなければ討論
は終局したものと認めて、直ちに採決に
入ります。本案を原案通り可決するこ
とに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(郡祐一君) 多数と認めま
す。よつて本案は多数を以て原案通り
可決すべきものと決定いたしました。

なお、例によりまして本會議におけ
る委員長の前頭報告の内容等は便宜御
一任を願ひます。本案に賛成の諸君の
御署名を願ひます。
多数意見者署名
一松 定吉 棉見 義男
加藤 武徳 大達 茂雄
中山 福藏 小野 義夫

○委員長(郡祐一君) 次に、日本国に
おける國際連合の軍隊に對する刑事裁
判權の行使に關する議定書の実施に伴
う刑事特別法案につきまして、質疑は
終了したものと認めて、これより討論
採決に入りたいと存じますが御異議ご
ざいせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(郡祐一君) 御異議ないと
認めます。御意見のおありのかた

は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○亀田得治君 日本社会党の立場から
本案にも反対いたします。

要点を簡単に申し上げますと、三点になります。第一は本質的な問題であり、なまじりまして、アメリカ軍同様、外国の軍隊である国連軍が日本に駐留しておることは、日本の独立と世界の平和に有害である。そういう立場を我が党はとらえて参つております。そのような立場から見るならば、外国軍の駐留を前提とする如何なる法規にも、我々は賛成できないのでございます。

第二の点は、この法案の基礎となりました議定書が、今国会に承認を求めらるべく提出されておりますが、私どもは政府の今回の承認の求め方が、憲法の精神を甚しく無視しておるものと考へます。その理由は憲法の七十三条に

よりますと、締結前に国会の審議にかける諸般の事情からそれができない場合には、止むを得ず締結後に国会の承認を求める。こういう立場で規定されておりますが、ところが基本法案の基礎になつておるこの議定書の取扱い方を見ますと、この議定書が調印されたのは十月の二十六日でございます。そうして直ちに三日後の十月二十九日には効力を発生させられてしまつた。而もその十月二十九日には、第十七臨時国会が開催されておる。こういう状態であつた。先ほど申上げた憲法の精神から言うならば、いやくしも批准条項の付いておらないようなこの議定書、而もその内容が極めて重要な要素を持つておる。こういう議定書については国会の事前の承認を求めて行く。これに飽くまでも憲法の要請しておる考え

それから第三点は、国連軍に関する一般的協定というものがまだできておりません。その一般的協定がないのに、刑事裁判権の部分だけを取極めをされている。こういうことは非常に主客が顛倒しておると考えます。一般的協定の作り方如何によつては、日本としても国連軍の刑事裁判権をどういうふうに取り扱うか、これは變つて来るだろうと、これは常識的に考えられます。そういう原則的なことがきまらないうちに、アメリカ軍と同等の待遇を刑事裁判権においてすでに与えてしまつておる。こういうことでは今後の一般的な協定の交渉そのものが、大きな拘束を受けて来るのではないかと私どもは考えます。而もその一般的協定の問題は、政府側の説明によれば、相当話が付進捗しており、年内には大体解決が付

くのではないか。こういうようなことが言われておるわけでございますから、やはり一般的協定が成立するまでこの刑事裁判権に関する問題も暫く待つて、同時にそれを出発して行く、こういうやり方を当然とすべきものであつたと考えます。

以上のような三つの理由、一つはま
あ本質的な問題、第二には憲法上の取
扱方の問題、第三には一般的協定との
関係、そういうような三つの点から本
案にも反対いたします。

○一松定吉君 私は本案には賛成なん
ですが、その賛成の中でも、今亀田君
の言われましたように、憲法の七十三
条の規定によりまして、条約を締結す
るということについては、事前に国会
の承認を経るということは原則です。
これは時宜によつては事後に承認を経
ることはできるけれども、例外規定な

私は附加して政府に申入れをしておく
ということが一つ。

いま一つ亀田君の言うこの問題については、アメリカと日本との關係について改正しなきゃならんことがたくさんあるのに、一部だけやるということについては反対だとかいうようなこ

とは、これは私は亀田君と意見反對です。悪いことがあれば悪いことを全部改める方がいいが、全部改めることがいろんな事情でできなければ、そのうちの一つでも改めて一歩前進という

ことのほうが国のために利益なんだから、そういう意味においてこれが改正されるということについては、私どもは何も強いて反対することはないと、こう考えておりますから、亀田君の事前に国会の承認を経なきやならんじやないかという御意見には賛成、そのあたりの点については、私の意見は相違

はありますけれども、要するにこの原案には賛成をいたします。但し、政府は将来こういふ点について十分の御注意を相成りたい。これだけのことを申上げておきます。

○楠見義男君 緑風会は只今議題になりました日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案に賛成をいたします。

その理由は、従来一般的な国際法の慣例に従つて処分をしておるとは言いながら、不明確な点がございましたが、今回その基礎的な取極めができ、そしてこの法律ができまして、而もそれはNATO方式に従つてやるのでございいますから、この点については賛成でございます。

ただ、私も先ほど亀田さんからお述べ

べになつた点の第二点及び第三点並びに一松さんからお述べになつた全般のことに ついて希望を申上げておきたいと思ひます。それはこの法律の事後承認については、政府としてアメリカと同時に効力を発生したいということ、及び日本側にとつては従来に比して有利であるという、二つの点からすでに効力発生した議定書を締結されたことについては、その事情において理由なしとはしないのでありますが、併し今お述べになつた点については全く我々も同感でありまして、従つて将来国際取極め或いは協定等において、でき得る限り憲法の原則を尊重せられるよう希望いたします。

それから龜田さんのお述べになつた第三点でありますが、国連軍の一般的地位に関する一般的取極めについては、これはでき得る限り早くこれを取極めになり、そしてその地位が明確になるように御努力を願いたい。この点を希望申上げて賛成いたしませう。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言はございせんか。御発言がなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（郷祐一君） 多数と認めま
す。よつて日本国における国際連合の
軍隊に対する刑事裁判権に関する議定
書の実施に伴う刑事特別法案は、原案
通り多数を以て可決すべきものと決定
いたしました。

なお、例によりまして、本会議にお
ける委員長の口頭報告の内容等は便宜
上

御一任を願います。本案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

一松 定吉 楠見 義男
加藤 武徳 大達 茂雄
中山 福蔵 小野 義夫

○委員長(郡結一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡結一君) 速記を始めて、次に奄美群島復帰に伴う法務省関係法令の適用の暫定措置に關連して、同復歸に対する裁判所側の受入れ態勢について事務局より説明を聴取いたしました。最高裁判所事務総局長。

○説明員(磯崎眞善君) 法案の内容につきましては政府側から詳しい御説明がありまして、ごさいいます。が、裁判所の受入れ態勢と申しますか、その点につきまして簡単に御説明を申し上げます。

法案で申しますと、丁度五条、六条あたりに当りますかと存じます。先ず五条の裁判所の設置の關係でございいます。奄美群島のうちの名瀬市と大島郡の龜津町にそれぞれ簡易裁判所一カ所ずつ設置いたすこととなつております。管轄区域はその同条に掲げたる通りでございいます。なお地方裁判所及び家庭裁判所の支部といたしまして、名瀬市に鹿児島地方裁判所、家庭裁判所の権限甲号の支部を設置いたす方針で準備をいたしております。甲号支部を置きます結果、地方裁判所の事件に關しましては、簡易裁判所からの民事事件につきましての上訴事件と、行政事件を除きますすべての事件が名瀬市支部で処理できるということになります。又家庭裁判所の關係では家事審判

調停、青少年事件、成人事件、家庭裁判所の権限に關するすべての事件が鹿児島の本庁まで参りません。この名瀬市支部で処理されるという結果になります。

なお、これらの裁判所の支部及び簡易裁判所に配置いたしますところの裁判官以下の職員でございいます。が、現在巡回裁判所及び管下の三つの治安裁判所の治安裁判所判事はいづれも内地の裁判所その他の法例に照しまして裁判官の資格がございませぬので、新らしく内地の裁判官の有資格者を送り込む予定で目下人選を進めております。特に初代の名瀬の支部長には優秀な老練な裁判官を選びまして送り込みたい方針で人選を急いでおるよう次第でございいます。なお、現在の巡回裁判所、治安裁判所には治安裁判所の判事六名、巡回裁判所の判事三名を含めまして全体で三十九人の裁判所職員がござい

ます。これらの職員は内地の法例によるところの資格に照しましてそれだけの地位に受け入れたいというふうに考へております。

それからこれらの裁判所からのいわゆる高等裁判所に対する控訴でございいます。が、現在のままですと、福岡地方裁判所の宮崎支部の管外の簡易裁判所の刑事の控訴事件、それから支部の民事刑事の控訴事件が上訴されることになりまして、奄美群島内の住民のたがたに多少御不便をおかけすることになりますかと思ひます。で、それらの点につきましては裁判所法の六十九条二項によりましてところの開廷場所の指定のあの制度を活用して、場合によつては名瀬の支部において内地から高裁判所の判事が出て参りまして、高等裁判所

管轄に基くところの控訴事件を取扱うというふうな方法がとれないかどうかというふうなことも、今後の控訴事件の件数等とも睨み合しまして、慎重に検討いたしました上で決定したいというふうな考へております。

まあ大体受入れ態勢として御説明申上げるべき点は以上の通りかと思つております。

○中山福蔵君 ちよつと尋ねておきますが、巡回裁判所というのは、アメリカのこの裁判所制度の中にあるのを奄美大島に施行されておつたということになつておりますが、先づつてお話を聞きますと、巡回裁判所というのは日本の地方裁判所に該當するのだという御説明がありました。これはどういふのじやなくて各島々を巡回して裁判をして廻るといふのじやないのですか。オランダの植民地なんかの当時の巡回裁判所といふのはどういふふうになつておりましたか。

○説明員(磯崎眞善君) ちよつと名前も、琉球裁判所管下のアメリカが置きまして、巡回裁判所は廻つて行かないで、固定した場所で行つて行きます。アメリカの本国で実施されておりますところの巡回裁判所とは名前は似ておりますけれども、実態は全く違つたもののように聞いております。

○中山福蔵君 私は只今仰せられた開廷場所の指定、いわゆる控訴裁判所の場合における開廷場所の指定という問題が一応取上げられて考慮の中に入つていふとお話でございまして、が、こういう島が点在しておる場所におきましては、やはり巡回そのものの名の通り

りの巡回裁判所という制度を取りきめるといふことが非常に便宜ではないかと私は考へるわけでありまして、これはオランダの植民地時代にありましたのを私研究しておつたのですが、大体一週間に二日くらいの予定でずつと地方を廻るのです。巡回して裁判を便利にして住民の便益を図るというふうな取扱いをやつておりますが、私はこの奄美大島というふうな非常にたくさん島の島があちこちにある場合においては、そういうふうな立場をおとりになつておられることが一般住民の非常に利益と申します。が、裁判を施行する上において好結果をもたらすのじやないかということを考へておりますが、そういうことはお考へになつておりませんか。

○説明員(磯崎眞善君) 中山委員の仰せの点でございいます。が、制度的に検討いたしております。特に奄美群島のような場所、それから北海道の北のほうの巡回裁判所、高等裁判所のいわゆる巡回裁判所というふうな制度をとり入れたらどうかという点で、それから外国の制度の検討をいたしております。が、根本的には現在の裁判所の制度に相当改正を加えて行くということになります。で、慎重に研究して行きたいと思つております。

○中山福蔵君 控訴審の場合の問題なんです。第三にお尋ねしたいのは、宮崎に福岡高等裁判所の支部があるというお話で、これは刑事だけのようですが、実は宮崎からこの奄美大島に行くのは非常に便利なんです。鹿児島から行きますと船が六時間か

かるのです。それから宮崎のほうからここへ出張するといふと都城を通つて志布志を通つて、志布志から船に乗りますと三時間しかからない。だからこれはどちらから出張になるのか知りませんが、大体宮崎のほうの裁判官を差向けられるつもりでよろいか、或いは福岡の高等裁判所の判事が差向けられるつもりでよろいか、それはどうお考へでしようか。

○説明員(磯崎眞善君) 磯崎まだ高裁から直接奄美群島に参つて控訴審の事件をやるといふふうな確定したわけじやございませぬが、若し実施いたすといひますれば、それはやはり宮崎高裁判事が参ることにならうかと思つております。

○中山福蔵君 先ほど承りますと大体判事だけが三十九名ということになるようですが如何でございいますか。予算の關係で相當の旅費とかいふような問題が附帯して来ると思ひます。が、やはりこういう土地柄と申しますか、奄美大島のようなこのたくさん島がよつて一つの奄美大島というものを形成しておるようなどころでは、くどいようであります。が、先ほど申しましたように三十九名などという判事は巡回裁判所といふものを設置すれば要らないと思ひます。で、この半分くらいで済むのじやないかという氣もしますが、従つてどういふところにはいふんな事情があつて裁判所も相當の予算を計上して建設されるということになります。と

いふと、現在のいわゆる高等裁判所、最高裁判所に振向けた予算額でどういふ設備ができるものかどうか、非常に私ども在野法曹として氣にかかるところですが、大体大阪なんかの家庭裁判所は

四年越しになつてまだ約三割ぐらゐの程度しかできていないのです。そういふふうな予算が非常に貧弱なところへ持つて来て、こういうところにこういふふうな設備をしようとつしやつても、それがうまく行くかどうかということとは非常に疑問になるのですがね。そういう点は裁判所の当局におかれては十分お考えになつて確信を持つてこれにこういふことができるという見通しをおつけになつてのもくろみでしょうか、どうでしょうか。

○説明員(磯崎良善君) 先ほどの私の説明が多少不十分で誤解を招いているようですが、三十九名と申しましたのは、現在向うの職員が巡回裁判所判事三名、治安裁判所判事六名を含めまして三十九名おりますのを引取るといふ趣旨でございます。今度置かれまじつこの支部と簡易裁判所に配置する判事は判事が二人、判事補が一人、簡易裁判所判事が二人、全部で計五人でございます。それで従前の巡回裁判所の判事、治安裁判所の判事は内地の裁判所法とも照しまして資格がございませうから、それらのものは書記官その他資格に合う所へ合せて引取らうという方針でございます。それから予算の点でございますが、人員といつたしましては先ほど申しましたように鹿児島地方裁判所、家庭裁判所の甲支支部、殆んど本庁と同じような事件を取扱うといふことになりまして、相当人員を要しますが、簡易裁判所のと二つを加えておまして大体四十人前後で賄えると思つております。でそのうち三十九人の大部分の人は差当つては向うの、賄つて来る人で賄つて行くといふような方針でございます。それから予算の点で、

もう一件當繰でございますが、當繰は名瀬の支部及び同簡易裁判所が共同して使用するところの現在の巡回裁判所の庁舎は、終戦後ガリオア資金で建てられた新しい庁舎でございます。若干法廷等の設備を整へましてそのまゝ使える予定でございます。ただ徳之島の簡易裁判所のほうには新しい簡易裁判所を作らないと、現在の治安裁判所では手狭でございます。間に合わないかと思つております。徳之島のほうは人員の予算を大蔵省と折衝いたしております。

○中山福藏君 これは裁判所の説明は一応承わつたんですが、検事局のほうはどういうふうになつておりますか。一つ検事局の奄美大島に設置される庁舎並びに人員などについて構想を承わつておきたいと思つてますが、どうぞ一つお願いいたします。

○政府委員(位野木益雄君) 検察庁の関係は、裁判所に対応いたしました地方検察庁の支部を名瀬市に設置いたす予定でございます。それから簡易裁判所に対応いたします名瀬市と徳之島の龜津町に区検察庁を設置することになつております。で人員の点でございますが、これはやはり地方裁判所のほうでも相当な力が行かれます。に考えられておられるようでありまして、検察庁関係におきましても、特に当初は非常に処理すべき事項いろいろ重要なこととあらうかと思われましますので、相当のしつかりしたかたを、検事を、二、三名は最小限度行つてもらうといふふうな考えをいたしております。なお、検察庁につきましてもそれ、検事を最小限度一名ずつといふことを考えております。現在向うには検事が二名、

それから副検事が二名おります。で全部で十数名、二十名足らずの職員であります。が、今度もやはりその程度の総員の職員を置くことになるかと、こゝういふふうな考えております。

○中山福藏君 この検事二名、それから副検事二名というお言葉があります。が、これは何でございませうか、アメリカの採用した検事二名副検事二名という意味なんですか。或いは従来日本の官吏であつた者が一応アメリカが占領した結果、向うの官吏になつて現在までの地位におつたその者を引取るといふ意味なんですか、どうなんです。

○政府委員(位野木益雄君) 現在向うにおられます検事二名副検事二名は内地の資格を持つておられるかたではあります。行政権分離後向うで試験をいたしました通過した人、或いは副検事は特に試験はなかつたようでありまして、あそここの琉球に法曹会というのがあります。その連任の証明を得て任命されているものというふうな実情であります。

○中山福藏君 それをそのまま引取つて、こちらの検事並びに副検事に任命すると、こゝういふ意味になるのですか、どうですか。

○政府委員(位野木益雄君) 説明がちよつと欠けておりましたが、それは内地の検事乃至副検事の資格を持つておられます。それから、やはり新しくこちらから資格を持つた人に行つて頂き、そうして今までの人はできる限りほかの方法で優遇して行きたいといふふうな考え方をいたしております。

○中山福藏君 その今までの人は特別の方法で優遇して引取りたいというの

は、どういふ意味ですか、そこをはつきりしておいて頂きたい。

○政府委員(位野木益雄君) これはまだ非常に苦慮いたしておりますので、決定いたしてはおりませんが、この現在の法令の範囲内では、これを検事或いは副検事に任命することはできませんので、何らかの適當な方法がないかと、少くともこの従前の人の立場をなるべく尊重するようなほかの検察庁内の適當な地位を考慮する、或いはそれ以外の地位も考慮するといふふうなことを目下研究中であります。

○中山福藏君 特別な方法を研究中だとおつしやいますけれども、特にこゝういふこの奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案、法務関係参考資料といふようなものを頂いておられるのですから、これはやはりこれと同時に暫定措置に関する法律或いは政令といふようなものをこしらえて、何とか今のうちこれはおきめになつておくと、勝手に検察当局でこゝういふことをおきめになつていいのではありませんか。それはどういふお考えでしようか。そこは一つこゝういふ連中を優遇する方法をとられるについては、やはりこゝういふことも一緒におきめになつておく必要があるのじやないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 御尤もであります。現行の制度といつたしましては、遺憾ながら検事或いは検察官といふことはできませんので、差当りにはやはり検察庁内のはかの或いは検察面の事務的な地位、或いはそう不均衡でなければ、検察事務官として検察事務取扱をいたしてもらおう、検察事務

扱の検察事務官にするといふような方向にならうかと、こゝういふふうな考えております。

○中山福藏君 その点は相当明確にしておかれたい、あなたがたの手落ちになるのじやないかと思つたので、こゝういふ法律案が出たと同時に、これは本當は附帶的な取扱をして、法制上明確にしておかれる必要があるのじやないかと思つたのですが、果して検察事務官として満足するかどうかといふことも、これは疑問であります。こゝういふ復帰に関する暫定措置の法律が出る場合に、こゝういふことをただあれやこれやと思ひ感うといふような立場を、こゝういふ人々に対しておとりになるといふことだと、非常に私はこれはまずいのではないかと思つたので、これはやはりこゝうの場合に一身身分関係といふものをどうするといふ明確な規定を作つておかれる必要があるのじやないかと思つたのですが、向うさんが俺は今まで検事だつた、俺は今まで副検事だつた。それを折角喜びのうちに我々の島が母国に復帰するの、こゝういふ手落ちがあつたといふことがあります。今までのアメリカの迅速、非常にすべてのものが早い取扱をする。ことに慣れた連中は、もう最初から日本のこゝういふふうな職会の取扱について不満を抱くといふようなことが考えられるのです。大体アメリカで一週間働いて仕事が終わるの、日本の官庁で半年かかるか或る外人が私に言つたことがありますが、こゝういふことはやはり迅速といふことが一番大事なことじやないかと思つたのですが、こゝう少しこれは念の入つた親切な態度をおとりになるといふことが検察当局

としては当然のことではないかと考へるのですが、どうでしょうねその点は……

○政府委員(位野木益雄君) 御尤もなお話でございますが、今のところは止むを得ない措置といたしまして、やはり現在の制度でできる限りの措置をする。そして将来の一般的な問題として研究したいというふうな考えであります。

○中山福蔵君 これは将来一般的な問題としておつしやいますけれども、こういう一般的な問題は起つて来ません。琉球、小笠原というものが日本に復帰した場合は起るかも知れません。これは例外的な一部分の問題だと思ふのです。こういう問題は一つ

の先例として尾を引くわけでありまして、やはりこういうことは一般的な問題か何とかという姑息な言葉を一つ用いないような、極めて筋道の通つた割り切れるような一つ制度をお作りになつておかんといふ、いつになつても檢察当局が何をしておるかからといつて世間の物象になるというふうな愛

いがあると思ふのですが、これは一応一つお歸りになつて吟味してみられることがいいのじやないかと思ふのですが、直ちに今日私はつきりした御答弁を求める必要はないと思ふのですが、どんなものでしょう。一応お歸りになつて上司の人と一つ御協議下さることはできませんでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 実はその点についてはすでにたび／＼議論が出ておりました、如何にそういう人の受入れをいたすかということで、この場合に特例を設けるかどうかということが相当問題になつたのであります。併しながら今も仰せられましたように先

例になるということがございます。それから檢察官の地位とかその他、いろいろな問題もございまして、そういうふうな点からこの際特例を今認めるといふところまでは決定ができませんで、将来の研究問題として差当りは現在の制度で可能な限りで運用するといふふうな方針に今のところなつております。なおこの将来御趣旨の点を十分考慮いたしまして研究いたしたいと思ひます。

○中山福蔵君 現在の制度で可能な範囲でとおつしやいますけれども、それが不可能になつたらどうなるのですか。これは不可能になつた場合の救済措置というものを一応お考えになつておるのでしょうか。そこはどうかんではいか。現在の制度で可能など言へば、可能などという範圍が明確だと思ふのですね、これは……

○政府委員(位野木益雄君) 具体的に申しますれば、向うのかた、人でありますか、檢察事務官でも結構であるといふふうに申しておられるようでありますが、そういう地位として差支のないようなかたはそういうふうな地位に迎へ入れる。それでなければ、そのほかの例えは内地に引取つて適當な地位に置くといふふうなことで、そういうことは不可能ではないといふふうな考えでおります。

○中山福蔵君 どうもなんです。別に私、檢察のかた／＼をいじめようという意味じやないのですよ。これはよくお聞きしておかないという失職者を出して、最初から日本の政治に對して不満を抱くというふうなことにならないうように私お尋ねしておるわけですが、内地に引取つて適當な職につける

というの、一体どういふところを予想して、如何なる職業を予想してそういうお言葉をお使いになるのでしょうか。そういうことは一応最高檢察當局の審議に上つたことがあるのでしようか。又そういう予想されておる職業といふのはどういふ職業を予想されておるのでしょうか。そこを一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 予想される地位といたしましては、例えは最高檢、高檢の事務局或いは本省の刑事局、或いはこれはまあ檢察關係なんです、それ以外に例えは檢察に或いはこの密接な關係のあるほかの法務省の矯正部門、或いはそのほかの部門を考へられるわけでありまして、まだまだその点具体的にどういふふうな地位に振向けるかというところは、復帰の時期も決定いたしておりませんので、具体的などころまでは運んでおらない次第であります。

○中山福蔵君 この法律自体は、復帰の時期はわからずに私も作つておるのですから、その復帰の時期がわからないからといつて、これだけ切離して、後日に残してこれを措置するのだといふことは聞えないと思ふのです。いつ日本に復帰するか、アメリカは大体十二月の初めといふようなことは世間に宣伝されておりますけれども、これともまだ明確な時期を現わしてない、結局復帰という言葉は、この法律では、出る以上はやはりそういうことを一つしつかりとおきめになつて、釘を打つておかれないと、あとで苦しいと、がたつくといふようなおぼろげなことでは困るので念を押しておるのですが、どうかそういうふうな時期はわからないといふことは抜いて頂いて、

その点も一つ……これ以上私は申し上げませんが、どうか檢察當局では十分手落ちのないように、そして奄美大島が久し振りに日本に歸つて、日本はこういうような状態だといふことで物笑いを招かないように、どうか一つ御努力をお願いしたいといふことを申添えまして私は質疑を打ち切ります。

○委員長(郡祐一君) 私からも一、二点伺ひたいと思ひますが、三十度乃至二十九度線間に点在しております十島村の裁判管轄についてはどんなふうなお見通しを持っておりますか。

○政府委員(位野木益雄君) その点は御承知の通り大島郡に從前屬しておつた地域でございますので、今度その地域を今の鹿児島県の簡易裁判所から名瀬に置かれるべき予定の簡易裁判所に移すかどうかといふことを検討いたしたのであります。この島民は十島村及び三島村二つの村になつておるのであります。両方とも現在の管轄を希望しておるということでもあります。仄聞するところによりますと、鹿児島県ではこの両村を、薩摩郡でございまして、そちらのほうに編入するといふことを考慮しておるということのようでありまして、でそういうふうな事情もありませんので、今度はやはり名瀬に属さないで從前の通りにいたして参る、いたさせます。

○委員長(郡祐一君) それから現地調査の結果等を聞きまして、復帰を見越して盛んに沖繩本島から奄美群島に密輸品、外國の自動車等の輸送が盛んに行われておるといふふうに聞きますが、実情果して然りとせば、これが対策のことについて考慮されておる点があれば伺ひたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) その点は私実は先般政府調査団のうちに加わりまして、現地に参つて二週間ばかり調査いたして参つたのであります。それは復帰決定後そういうふうな自動車のような物の密輸が盛に行われるようになったといふようなことは聞かなかつたのであります。併しながらそういうふうな事態があり得るということも十分想像せられるのであります。でもあこの取締対策であります。檢察關係といたしましてはまあやはり先ほど申しましたように陣營的に相当しつかりしたかたにやつてもらふ、そしてそういう点に十分注意して警察等とも連絡を十分にして、その取締りに當つてもらふといふことを考へておるわけでございますが、なおそれ以上の措置として、或いは國境附近に、國境といひますか今度新たに沖繩と接觸することになつた地域附近に何らかの機關を置くとかいふこともこれは必要かといふことも考へられるのであります。現在のところは差当り今考へてゐる構想で臨みまして、なお將來いろいろそれで十分だといふ事態が出て参りました際には、更に考慮いたしたいといふふうな考へております。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。奄美群島復帰に伴う法務省關係法令の適用の暫定措置に關しまして、他にも御質疑があるかと存じますが、この辺で休憩をいたします。

午前十一時五十一分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた〕

〔速記中止〕

五

十一月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者の釈放等に関する請願
(第五〇号)

一、売春等取締法制定に関する請願
(第八四号)

一、ボツダム政令廃止法律中一部改正に関する請願(第二二二号)

一、戦犯者の釈放に関する陳情(第一号)

第五〇号 昭和二十八年十月二十九日受理

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者 広島市二葉の里広島県神社庁役員会内 宮本清彦

紹介議員 宮澤 喜一君

平和条約が発効して一年有余を経過した今日、いまだに戦争犯罪者としての受刑者がいることは、誠に遺憾であるから、一日も早くこれ等全戦争受刑者が釈放されるよう折衝せられるとともに、戦犯刑死者および獄死者の遺族に對しても戦没者遺族同様に公的な援護の措置を講ぜられたいとの請願。

第八四号 昭和二十八年十月三十日受理

売春等取締法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市穴切町四二〇 横森友兼

紹介議員 赤松 常子君

今日、全国各都市における売春の実際はまさに風紀びん乱の極に達しているから、嚴重なる売春等取締法を制定せられたいとの請願。

第二二二号 昭和二十八年十月三十日受理

ボツダム政令廃止法律中一部を改正するの請願

請願者 東京都港区芝罘平町二一 小沢茂

紹介議員 堀 眞翠君

勅令第五百四十二号に基いて制定されたボツダム政令は、講和条約の発効によつて昭和二十七年十月二十八日までそのまゝ法律として存続されたものの、および他の法律に変えられたものの外は廃止されたが、その廃止法律のなかに、昭和二十七年法律第三百三十七号の第三條、国家公務員法附則第八條の二項、破壊活動防止法附則第三條等の規定があることは、占領が終つて獨立した現在不合理と思われるから、ボツダム政令を廃止する法律のなかに設けられてあるそれらの條項を廃止するような改正法律を制定せられたいとの請願。

第二号 昭和二十八年十月二十九日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 埼玉県浦和市原山新田一三五 大友よふ外十一名

終戦以来八年余におよぶ今日、いまだに多数の人が、戦争犯罪人として憂苦と焦慮の生活を余儀なくされ、またその家族が苦難の生活をたどつていて、いふことは、日本国民として誠に忍び得ない悲惨事であるから、政府および国会は、すみやかにこれ等戦争犯罪人を釈放する措置を講ぜられたいとの陳情。

十一月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間

の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十月二十九日)
一、日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案(予備審査のための付託は十月三十一日)